

議案第30号

北名古屋市市税条例の一部改正について

北名古屋市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成29年6月2日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、個人市民税の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる字句の整備を行うため、本条例の一部を改める必要があるからである。

## 北名古屋市市税条例の一部を改正する条例

北名古屋市市税条例（平成18年北名古屋市条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の北名古屋市市税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。